国土交通省自動車局プレスリリース

平成２５年４月１２日

平成２４年度のリコール届出件数及び対象数について（速報値）

１．平成 24 年度における自動車のリコール届出は、国産車と輸入車を合わせて、届出件数 308 件（対前年度 45 件増）、対象車両数 5,612,979 台（対前年度 3,018,742 台増）でした。

２．また、平成 24 年度における特定後付装置（タイヤ・チャイルドシート）のリコール届出は、タイヤについて、届出件数１件、対象装置数 14,396 本でした。

最近１０年間における自動車のリコール届出件数及び対象車両数の推移

事項／年度	国産車		輸入車		計	
	件数	対象車両数	件数	対象車両数	件数	対象車両数
15	123	4,235,340	81	181,131	204	4,416,471
16	331	7,072,497	107	493,427	438	7,565,924
17	227	5,406,616	82	256,376	309	5,662,992
18	203	6,294,932	97	673,313	300	6,968,245
19	229	3,792,420	81	475,449	310	4,267,869
20	204	5,073,467	91	277,132	295	5,350,599
21	212	2,989,986	92	288,310	304	3,278,296
22	237	7,166,785	83	181,507	320	7,348,292
23	180	2,423,068	83	171,169	263	2,594,237
24	217	5,411,283	91	201,696	308	5,612,979

※　平成２４年度は、速報値

特定後付装置(ﾀｲﾔ・ﾁｬｲﾙﾄﾞｼｰﾄ)のリコール届出件数及び対象装置数の推移

事項／年度	国産装置		輸入装置		計	
	件数	対象装置数	件数	対象装置数	件数	対象装置数
16	1	6,196	2	100	3	6,296
17	0	0	1	435	1	435
18	0	0	0	0	0	0
19	3	123,428	0	0	3	123,428
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	0	0	1	1,017	1	1,017
23	1	45,624	0	0	1	45,624
24	1	14,396	0	0	1	14,396

（特定後付装置のリコール制度は、平成１６年より施行）

※　平成２４年度は、速報値

〈参考〉

主要自動車メーカーのリコール届出件数及び対象台数

【国産車】

年度 / 製作者名	20		21		22		23		24	
	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数
三菱ふそうトラック・バス	25	216,679	19	184,575	19	43,472	13	17,743	17	284,441
いすゞ自動車	27	531,975	21	91,270	23	295,443	19	377,317	17	267,656
日産自動車	7	566,271	14	625,738	11	947,306	8	462,338	14	859,938
日野自動車	17	82,996	9	56,612	14	6,919	13	33,754	13	11,826
トヨタ自動車	7	1,168,734	5	563,132	14	2,121,187	7	125,964	10	2,144,091
三菱自動車工業	8	295,672	3	83,412	10	254,066	11	497,674	9	1,350,569
UDトラックス（旧 日産ディーゼル工業）	16	33,150	11	23,689	9	9,984	7	40,433	6	10,247
ダイハツ工業	6	300,488	7	462,389	11	1,769,774	2	115,380	5	184,417
本田技研工業	8	801,714	3	5,817	9	1,048,443	7	294,354	5	119,659
富士重工業	3	227,686	2	7,814	4	129,282	1	437	4	39,267
スズキ	5	478,075	11	725,947	13	407,368	6	82,553	3	59,130
川崎重工業	2	967	4	2,198	0	0	3	6,891	3	21,442
ヤマハ発動機	2	54,284	1	7,386	3	34,806	6	286,025	3	20,634
マツダ	6	241,292	3	93,476	3	64,602	4	35,086	1	8,902

【輸入車】

年度 / 車名(ブランド名)	20		21		22		23		24	
	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数
BMW	12	9,004	7	24,762	14	18,081	4	19,663	12	149,923
メルセデス・ベンツ	6	7,318	5	22,298	3	14,038	4	4,619	7	8,286
ボルボ	6	29,842	6	29,427	7	4,360	7	4,954	7	4,857
アウディ	3	65,018	4	4,480	1	817	1	37	2	437
フォルクスワーゲン	7	95,909	6	80,821	0	0	1	50,736	0	0

注:リコール届出者が自動車製作者と輸入契約を締結し、日本国内にて販売している車両について、種別・用途を問わず車名毎に区分し集計したことから、平成 23 年度のリコール届出及び対象台数(速報値)の数値とは異なるものがある。

自動車のリコール届出件数及び対象台数の推移

事項 / 年度	国産車		輸入車		計	
	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数
昭和 44	76	2,561,623	89	8,610	165	2,570,233
45	24	1,495,096	10	2,078	34	1,497,174
46	10	794,893	8	1,955	18	796,848
47	16	190,695	15	4,769	31	195,464
48	6	662,877	12	6,412	18	669,289
49	6	108,887	7	2,889	13	111,776
50	8	56,342	13	3,670	21	60,012
51	9	151,518	11	3,399	20	154,917
52	15	1,675,857	7	7,958	22	1,683,815
53	21	710,252	11	8,942	32	719,194
54	8	189,477	9	5,551	17	195,028
55	17	502,331	7	13,117	24	515,448
56	12	460,925	6	11,425	18	472,350
57	15	467,577	6	5,277	21	472,854
58	20	470,907	8	1,877	28	472,784
59	11	585,767	8	28,481	19	614,248
60	6	138,397	21	26,377	27	164,774
61	10	176,305	20	9,841	30	186,146
62	23	1,323,055	25	78,238	48	1,401,293
63	15	632,721	28	123,658	43	756,379
平成元	18	1,044,198	27	35,827	45	1,080,025
2	17	1,266,116	40	70,040	57	1,336,156
3	32	1,341,101	54	203,487	86	1,544,588
4	16	1,026,896	42	251,344	58	1,278,240
5	21	369,806	34	122,009	55	491,815
6	14	1,722,353	36	119,721	50	1,842,074
7	10	52,880	35	101,337	45	154,217
8	14	1,913,722	44	192,645	58	2,106,367
9	42	2,355,792	41	229,227	83	2,585,019
10	44	680,216	49	448,935	93	1,129,151
11	58	1,616,215	74	255,875	132	1,872,090
12	112	2,151,728	64	259,112	176	2,410,840
13	93	2,926,499	76	364,378	169	3,290,877
14	104	2,784,850	66	227,024	170	3,011,874
15	123	4,235,340	81	181,131	204	4,416,471
16	331	7,072,497	107	493,427	438	7,565,924
17	227	5,406,616	82	256,376	309	5,662,992
18	203	6,294,932	97	673,313	300	6,968,245
19	229	3,792,420	81	475,449	310	4,267,869
20	204	5,073,467	91	277,132	295	5,350,599
21	212	2,989,986	92	288,310	304	3,278,296
22	237	7,166,785	83	181,507	320	7,348,292
23	180	2,423,068	83	171,169	263	2,594,237
24	217	5,411,283	91	201,696	308	5,612,979
合計	3,086	84,474,268	1,891	6,434,995	4,977	90,909,263

※平成２４年度は、速報値

自動車のリコール届出件数及び対象車両数の年度別推移

（昭和 44 年度から平成 24 年度までの 44 年間）

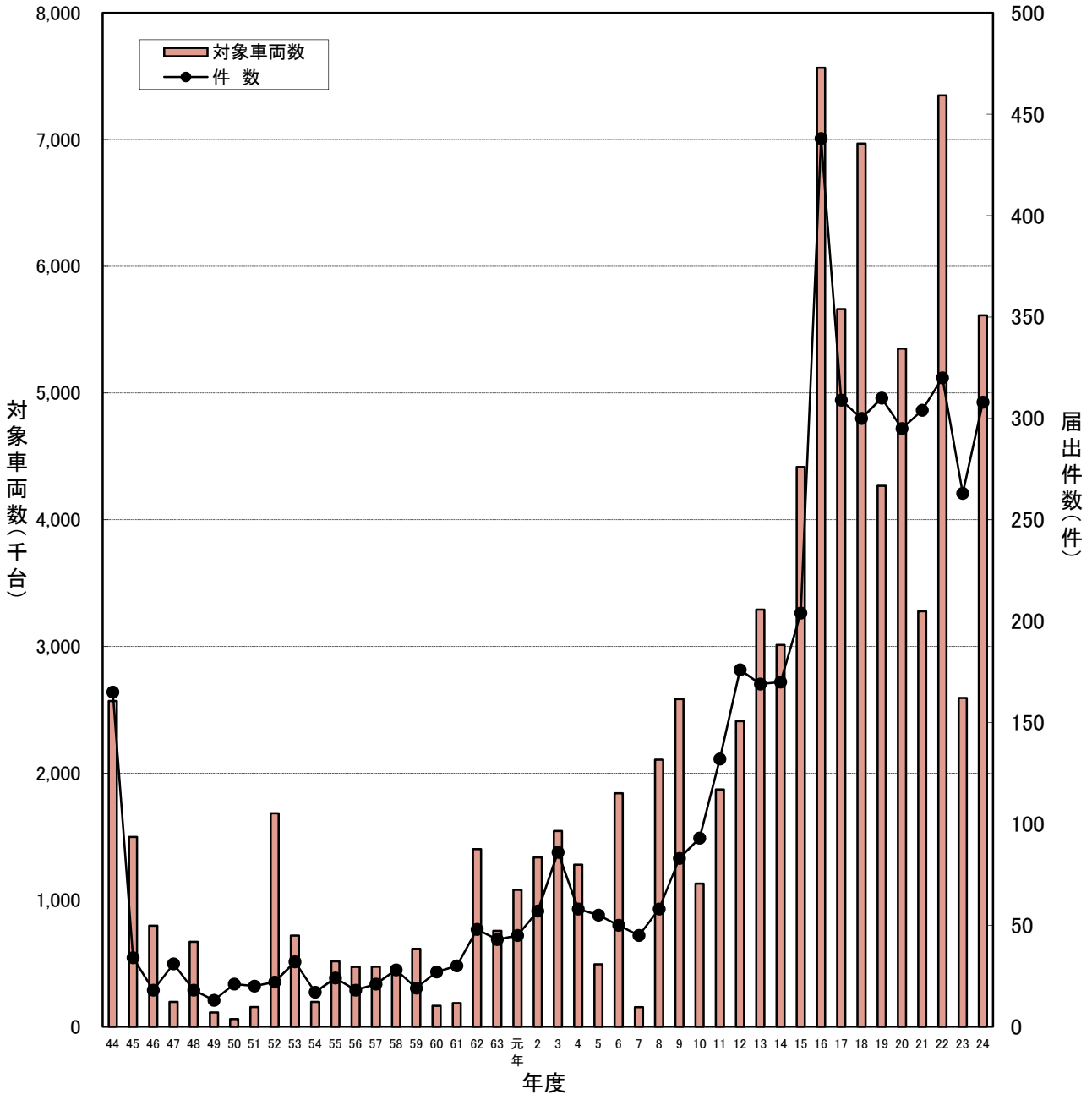

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成25年6月28日
自　動　車　局

荷台を架装する前の貨物自動車（キャブ付きシャシ）の認定制度をつくります。

「製造過程自動車の型式認定に関する規程（仮称）（国土交通省告示）」
等に係る意見募集について

キャブ付きシャシ（荷台を架装する前の貨物自動車をいう。以下同じ。）については、製造過程自動車（製造の過程にある自動車をいう。以下同じ。）として市場において販売・購入されており、ディーラーやユーザー等が必要な架装を行っているところですが、現在、キャブ付シャシを含めた製造過程自動車については、国が保安基準への適合性を確認する制度が存在しておりません。

このため、適正かつ円滑な取引を促進する観点から、キャブ付きシャシとして保安基準への適合性を確認するための型式認定制度を設け、その型式を認定することを通して、ディーラーやユーザー等が製造過程自動車を販売・購入するに当たって、保安基準への適合性を容易に確認することができることにより、取引の適正化・円滑化に資するものと考えています。

今般、国交省では、荷台を架装した後の状態で車両総重量が7.5トンを超える貨物自動車（被けん引自動車を除く。）を、キャブ付きシャシ自動車として、車両の型式ごとに認定する仕組みを作ります。（「製造過程自動車の型式認定に関する規程（仮称）（国土交通省告示）」）

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を以下の要領のとおり募集いたします。頂いた意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせて頂きます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

（参考）製造過程自動車（いわゆる「キャブ付きシャシ」）の型式認定制度の概要

国土交通省

制度のイメージ

○製造過程自動車（いわゆる「キャブ付シャシ」）の型式を認定する制度を策定し、当該製造過程自動車の構造、装置及び性能の保安基準への適合性とともに、均一性について判断し、型式認定を行う。
○また、型式認定を行うにあたり、欧州の認証制度を参考として、装置型式指定を活用する。
○当初、荷台を架装した後の状態（完成車）で車両総重量が7.5トンを超える貨物自動車（披けん引自動車を除く。）を対象として制度の運用を開始する。
○自動車製作者等の責任範囲を明確にし、運輸支局等における新規検査業務の適正、かつ、効率化を図る。
○交通安全環境研究所（自動車審査部）における審査を架装しない半完成車状態で行うことにより、メーカーの架装費用等の削減を図る。

新たな認定制度

キャブ付きシャシ

①原動機及び動力伝達装置 ②走行装置（車輪、車軸等） ③操縦装置 ④制動装置 ⑤緩衝装置 ⑥燃料装置及び電気装置 ⑦ 車枠及び車体（巻込防止装置を除く。） ⑧乗車装置 ⑨窓ガラス ⑩騒音防止装置（消音器等） ⑪排出ガス発散防止装置 ⑫灯火装置及び反射器（一部仮に装着） ⑬警報装置（警音器等） ⑭視野を確保する装置（後写鏡、窓ふき器） ⑮計器類（速度計等）等

架装物（荷台及び代表的な付属装置）

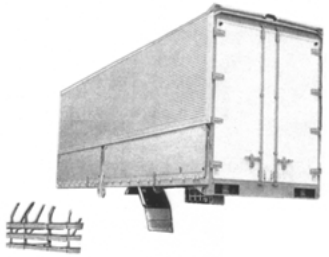

①荷台
②巻込防止装置

完成車

別紙

製造過程自動車の型式認定制度（仮称）の創設について

平成２５年６月
自動車局
審査・リコール課
技術政策課

１．経緯

キャブ付きシャシ（荷台を架装する前の貨物自動車をいう。以下同じ。）については、製造過程自動車（製造の過程にある自動車をいう。以下同じ。）として市場において販売・購入されており、ディーラーやユーザー等が必要な架装を行っているところですが、現在、キャブ付シャシを含めた製造過程自動車については、国が保安基準への適合性を確認する制度が存在しておりません。

このため、適正かつ円滑な取引を促進する観点から、キャブ付きシャシとして保安基準への適合性を確認するための型式認定制度を設け、その型式を認定することを通して、ディーラーやユーザー等が製造過程自動車を販売・購入するに当たって、保安基準への適合性を容易に確認することができることにより、取引の適正化・円滑化に資するものと考えています。

今般、「製造過程自動車の型式認定等に関する規程（仮称）」を策定することにより、製造過程自動車に対する型式認定制度を導入し、キャブ付きシャシについて当該制度を適用することとします。

２．概要

(1)「製造過程自動車の型式認定等に関する規程（仮称）」の策定

① 製造過程自動車を製作することを業とする者又はその者から製造過程自動車を購入する契約を締結している者であって当該製造過程自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される製造過程自動車を製作することを業とする者又はその者から当該製造過程自動車を購入する契約を締結している者であって当該製造過程自動車を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）は、製作又は販売する製造過程自動車であって国土交通大臣が指定するもの※の型式について、国土交通大臣の認定（以下「型式認定」という。）を申請することができることとする。

※キャブ付きシャシ（荷台を架装した後の状態で、車両総重量が 7.5 トンを超える貨物自動車（被牽引自動車を除く。）に限る。）とする。

② 型式認定の申請に係る手続き（申請書の記載事項、添付書類等）について規定する。

③ 国土交通大臣は、型式認定の申請があった場合、当該製造過程自動車の構造、装置及び性能の保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）への適合性とともに、当該製造過程自動車の均一性について判定し、型式認定を行うこととする。

④ 国土交通大臣は、型式認定をしたときは、当該型式認定に係る型式認定番号等

を公表することとする。

⑤　製作者等は、型式認定を受けた製造過程自 動車を譲渡する場合において、保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）への適合性を確認したときは、譲受人に型式認定番号等を記載した書面を交付することとする。

⑥　製作者等は、氏名、住所等に変更があったとき、型式認定に係る製造過程自動車の構造、装置及び性能を記載した書面等の内容に変更があったとき、型式認定に係る製造過程自動車の製造又は販売をやめたときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととする。また、国土交通大臣は、必要に応じてその旨を公表することとする。

⑦　国土交通大臣は、型式認定を受けた製造過程自動車が保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）に適合しなくなったとき又は均一性を有するものでなくなったとき等は、当該型式認定を取り消すことができるとともに、取り消した場合にあっては、当該型式認定に係る型式認定番号等を公表することとする。

⑵　その他関係告示の整理等

①　⑴の策定にともない、保安基準における最大積載量の算定方法を見直すこととする。（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 81 条、第 159 条、第 237 条関係

②　その他所要の規定を整備する。

３．今後のスケジュール

公布・施行：平成２５年９月初旬（予定）

平成 25 年６月 28 日
自　動　車　局

エアブレーキを装備したトラックでは ブレーキのバタ踏みは危険です！

エアブレーキを装備したトラックが数台の車両と衝突する事故が、昨年度に２件（注１）発生しました。当該事故は、ブレーキのバタ踏み（注２）によりエアタンク内の圧力が低下し、ブレーキ力が低下したことや過積載等が原因と考えられることから、国土交通省から大型車メーカー４社（いすゞ自動車（株）、日野自動車（株）、三菱ふそうトラック・バス（株）及びＵＤトラックス（株））に対して、注意喚起などの取組みを行うことについて検討を依頼していたところです。

今般、大型車メーカー４社より、大型車メーカー４社のホームページへの注意喚起のチラシ（別紙）の掲載等により、取扱説明書等に記載のあるエアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みをしないこと等について、改めて注意喚起を実施するとの報告がありました。本報告を受けて、国土交通省においては、自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、国土交通省のホームページにおいて、注意事項を掲載しました。

【エアブレーキを装備したトラックにおけるブレーキに関する注意事項】

- エアブレーキを装備したトラックでのブレーキペダルのバタ踏みはやめましょう。
  - ✓ エアブレーキは操作の度にエアタンクに貯めた空気を消費します。バタ踏みをすると空気圧が大きく低下し、ブレーキ力が低下します。
  - ✓ エアタンク内の空気圧が低下するとエアメーターの針がレッド（赤色）ゾーンまで落ちるとともに、警報ブザーが鳴りますので、注意しましょう。
  - ✓ 取扱説明書等にもバタ踏みをしないよう記載がありますので、改めて確認しましょう。
- 下り坂ではエンジンブレーキ等を有効に活用しましょう。
  - ✓ フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが過熱し「フェード現象」

（注１）平成 24 年５月、トラックが計３台の車両と衝突の上、店舗に突っ込んで停止し、計６名が重軽傷を負う事故が発生。平成 24 年７月、大型トラックが信号待ちをしていた軽トラックなど計５台と衝突し、軽トラックの運転手１名が死亡、大型トラックの運転手を含む他５名が病院に搬送される事故が発生。

（注２）バタ踏みとは、ブレーキペダルの踏み込み、ゆるめ操作を短時間に必要以上に繰り返すこと。

や「ベーパーロック現象」を起こし、ブレーキの効きが悪くなり大変危険です。

- 過積載は法律で禁止されています。
  - ✓ 過積載をすると、通常より制動距離が伸びるなど思わぬ事故や故障の原因になります。

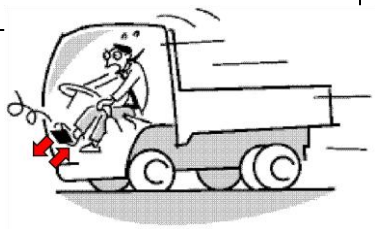

【注意事項掲載ホームページ】

・ 国土交通省ホームページ（自動車を安全に使うためには）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety.html

エアブレーキ車ではブレーキの
バタ踏みは危険です！

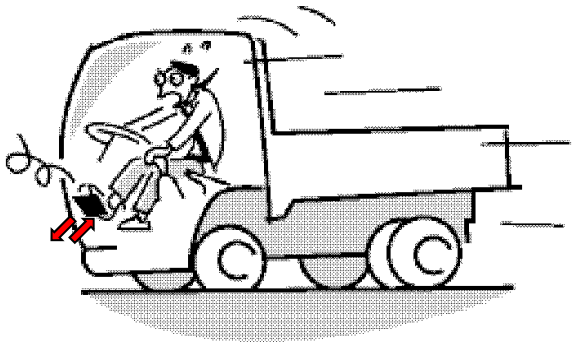

～事故状況～
エアブレーキ車において、ブレーキペダルのバタ踏み※等によりブレーキの効きが悪くなり、数台の車両と衝突する事故が発生しました。

※ バタ踏みとは、ブレーキペダルの踏み込み、ゆるめ操作を短時間に必要以上繰り返すことです。

● エアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みはやめましょう。

- ✓ エアブレーキは操作の度にエアタンクに貯めた空気を消費します。バタ踏みをすると空気圧が大きく低下し、ブレーキ力が低下します。

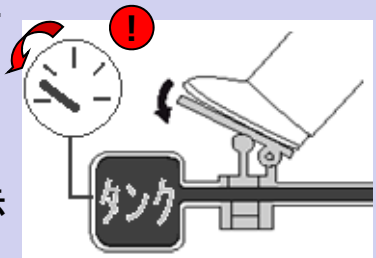

- ✓ 空気圧が低下するとエアメーターの針がレッド（赤色）ゾーンまで落ちるとともに、警報ブザーが鳴りますので、注意しましょう。
- ✓ 取扱説明書等にもバタ踏みをしないよう記載がありますので、改めて確認しましょう。

● 下り坂ではエンジンブレーキ等を有効に活用しましょう。

- ✓ フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが過熱し「フェード現象」や「ベーパーロック現象」を起こし、ブレーキの効きが悪くなり大変危険です。

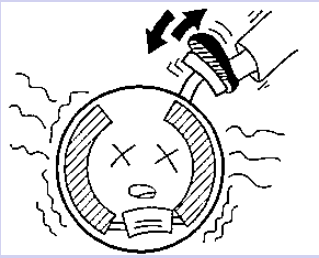

● 過積載は法律で禁止されています。

- ✓ 過積載をすると、通常より制動距離が伸びるなど思わぬ事故や故障の原因になります。

いすゞ自動車（株）／日野自動車（株）／三菱ふそうトラック・バス（株）／UDトラックス（株）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２５年６月２８日
自動車局環境政策課

「超小型モビリティの導入促進」事業の対象案件の決定について

国土交通省では、超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する「超小型モビリティの導入促進」事業を実施することとしております。

先般、平成２４年度補正予算において措置された本事業の支援対象となる案件の公募を行い、本年３月１５日に１５件の事業計画を採択したのに続き、５月１０日から５月３１日まで、平成２５年度予算において措置された本事業の支援対象となる案件の公募を行っておりましたが、この度、応募のあった事業計画について、外部有識者の評価結果も踏まえて選定し､本事業の支援対象とする案件を決定いたしましたので、お知らせします。

なお、今年度内に追加で事業計画の公募を行う予定です。

◆支援対象案件（内訳）
事業数　１３件（３１７台）
※詳細は別紙参照。

◆支援内容
車両導入､事業計画立案及び効果評価費等の1／2（民間事業者等にあっては1／3）

◆外部有識者による評価
「超小型モビリティの導入促進事業検討会」
（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院長　中村文彦教授 他）

超小型モビリティの導入促進

国土交通省

超小型モビリティは、交通の省エネルギー化に資するとともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物。

その普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援。

人口減少・少子高齢化時代に向けた創造的イノベーションの提案
～クルマ、まちづくり、ライフスタイルの調和的革新に向けて～

写真：日産「ニューモビリティコンセプト」

「超小型モビリティ」
自動車よりコンパクトで、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両（エネルギー消費量は、通常の自動車に比べ1／6（電気自動車の1／2）程度）

超小型モビリティの導入により期待される効果

① **省エネ・低炭素化**への寄与

② 生活交通における**新たな交通手段**の提供、**新規市場・需要**の創出

③ **子育て世代や高齢者の移動支援**

④ 観光地や地域活動の活性化を通じた**観光・地域振興**

規制改革：公道走行をより簡便な手続きで可能とする新たな認定制度を創設（平成25年1月）

地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導・試行導入の加速
（超小型モビリティの特性・魅力を引き出し、かつ創意工夫にあふれる優れた取組みを選定し、重点的に支援（※））
※事業計画を公募、外部有識者により評価。優れた計画を選定して、重点的に支援。

＜先導・試行導入に係る事業計画の実施費用（車両導入、事業計画立案及び効果評価費等）の1／2（民間事業者等にあっては1／3）を補助＞

超小型モビリティの特性を最大限活かした
「成功事例の創出」

幅広い市民の方々に実際に車両を見て乗っていただきつつ
「生活・移動スタイル再考機会の創出」
「広範な国民理解の醸成」

幅広い普及に向け社会受容性を高めつつ、車両区分等関連制度の整備、これを活用した低炭素・集約型まちづくりに関する検討を加速。超小型モビリティの市場を創出。

※ 都市局「先導的都市環境形成促進事業」、住宅局「環境・ストック活用推進事業」等との連携を予定

（別紙）

超小型モビリティの導入促進事業の支援対象案件一覧

申請者 《導入地域》 （事業の関係者）	導入する超小型モビリティ
岩手県西磐井郡平泉町《同》	日産「New Mobility Concept」 3台
長野トヨタ自動車（株）《長野県北佐久郡軽井沢町》 （軽井沢トヨタ自動車（株）、（株）トヨタレンタリース長野、長野朝日放送（株）、信越放送（株）、（株）テレビ信州、（株）長野放送、清水建設（株））	トヨタ車体「コムス」 5台
さいたま市小型電動モビリティ利活用推進協議会《埼玉県さいたま市》 （埼玉県さいたま市、本田技研工業（株）、（株）本田技術研究所）	ホンダ「マイクロコミューター・プロトタイプβ」 11台
茨城県つくば市《同》	日産「New Mobility Concept」 5台 トヨタ車体「コムス」 5台
神奈川県横浜市、日産自動車（株）《神奈川県横浜市》 （（株）日産カーレンタルソリューション、（株）日立製作所、（株）TBWA／HAKUHODO）	日産「New Mobility Concept」 100台
（株）セブンイレブン・ジャパン《１７都府県》 （トヨタフリートリース（株））	トヨタ車体「コムス」 160台
電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会《三重県伊勢市》 伊勢市、宿泊施設組合、地域事業者、観光協会、旅行会社など32団体	トヨタ車体「コムス」 4台
福井県《福井県福井市、同越前市》	トヨタ車体「コムス」 2台
坂井市三国超小型モビリティ推進協議会《福井県坂井市》 （坂井市三国観光協会、一般社団法人三國會所、坂井市総務部企画情報課）	トヨタ車体「コムス」 4台
福井県大飯郡高浜町《同》	トヨタ車体「コムス」 1台
香川県小豆郡小豆島町《同》 （（財）小豆島ふるさと村）	日産「New Mobility Concept」 3台
北九州市超小型モビリティ導入促進協議会《福岡県北九州市》 （北九州市、特定非営利活動法人タウンモービルネットワーク北九州）	日産「New Mobility Concept」 4台
宮古島市小型電動モビリティ等の活用に係る社会実験プロジェクト推進協議会《沖縄県宮古島市》 （沖縄県宮古島市、（株）東芝、本田技研工業(株)、(株)本田技術研究所）	ホンダ「マイクロコミューター・プロトタイプ」 10台

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 25 年 7 月 12 日
自　動　車　局

電気自動車等の安全性に係る協定規則の改正に伴う
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について

国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において電気自動車等の安全性に係る協定規則の改正等が行われました。

上記を受け、我が国における電気自動車等の安全性の向上を図るため、今般、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等を改正しましたので、お知らせします。（改正の詳細は別紙参照）

【改正の概要】

（１）電気自動車等の蓄電池の安全性に関する基準の強化

電気自動車等の蓄電池の安全性に関する基準として、耐火性の試験を行い、爆発しないこと等の要件を追加します。

なお、以下の自動車にこの要件を義務付けます。

〇平成28年7月15日以降に型式を取得する自動車
〇平成28年7月15日以降に電気自動車等へ改造を行う自動車

（２）その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂が国連においてなされましたので、国内法令も同様に改正を行います。

参考１

国連の車両等の型式認定相互承認協定（１９５８年協定）の概要

１．協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

２．加入状況

平成 25 年（2013 年）6 月現在、50 か国、１地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（ＥＵ)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、アルバニア、モンテネグロ、チュニジア、エジプト・アラブ

（下線はＥＵ加盟国、□はアジア諸国）

３．基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成 25 年（2013 年）6 月現在、各装置ごとに 129 の協定規則（基準）が制定されている。

４．協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（ Ｅ$_{43}$ ：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

５．日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は現在、乗用車の制動装置、警音器等の 46 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

参考2

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成25年6月現在

No.	項　目　名	No.	項　目　名	No.	項　目　名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	**反射器**	53	灯火器の取付け（二輪車）	**104**	**大型車用反射材**
4	後部番号灯	**54**	**タイヤ(商用車)**	105	危険物輸送車両構造
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)
6	**方向指示器**	56	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	107	二階建てバスの構造
7	**車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯**	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	**58**	**突入防止装置**	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音（三輪車）	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	**電波妨害抑制装置**	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ
11	**ドアラッチ及びヒンジ**	61	外部突起(商用車)	**112**	**非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光**
12	**ステアリング機構**	**62**	**施錠装置(二輪車)**	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
13	**ブレーキ**	63	騒音(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	114	後付エアバック
13H	**乗用車の制動装置**	64	応急用タイヤ	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
14	**シートベルト・アンカレッジ**	65	特殊警告灯	**116**	**盗難防止装置**
15	排出ガス規制	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度（バス）	117	タイヤ単体騒音
16	**シートベルト**	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	**シート及びシートアンカー**	68	最高速度測定法	**119**	**コーナリングランプ**
18	施錠装置（四輪車）	69	低速車の後部表示板	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
19	**前部霧灯**	**70**	**大型車後部反射器**	**121**	**ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ﾃﾙﾃｰﾙ**
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(H4前照灯)	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
21	内部突起	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(二輪車)	**123**	**配光可変型前照灯**
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	**後退灯**	74	灯火器の取付（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	125	直接視界
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	**75**	**タイヤ(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)**	126	客室と荷室の仕切り
25	**ヘッドレスト**	76	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	**127**	**歩行者保護**
26	**外部突起(乗用車)**	**77**	**駐車灯**	128	LED光源
27	**停止表示器材**	**78**	**ブレーキ(二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)**		
28	**警音器**	79	ステアリング装置		
29	商用車運転席乗員の保護	**80**	**シート(大型車)**		
30	**タイヤ(乗用車)**	**81**	**後写鏡(二輪車)**		
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)		
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制		
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法		
34	車両火災の防止	85	馬力測定法		
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	86	灯火器の取付け（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
36	バスの構造	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車)		
38	**後部霧灯**	89	速度制限装置		
39	**スピードメーター**	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ		
40	排出ガス規制（二輪車）	**91**	**側方灯**		
41	**騒音(二輪車)**	92	交換用消音器（二輪車）		
42	バンパー	**93**	**ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾛﾃｸﾀ**		
43	安全ガラス	**94**	**前突時乗員保護**		
44	**幼児拘束装置**	**95**	**側突時乗員保護**		
45	**ヘッドランプ・クリーナー**	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	**98**	**前照灯(ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式)**		
48	**灯火器の取付け**	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源		
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	**100**	**電気自動車**		
50	灯火器(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

基準採用済（129規則中、46規則採用済）

別紙

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」、「装置型式指定規則」等の一部改正について

１．背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、「バッテリ式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 158 回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 25 年 7 月 15 日に発効されることとなっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下、「細目告示」という。）、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」等を改正する必要があります。

２．改正概要

（１）細目告示の改正

① 電気装置（細目告示第 21 条、第 99 条、177 条関係）

「バッテリ式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

○ 電力により作動する原動機を有する自動車に搭載され、原動機用蓄電池となる充電式エネルギー貯蔵システム（REESS：Rechargeable Energy Storage System）に対して、火炎に対する耐性を検証する耐火性の試験を行い、爆発しないこと等の要件を適用します。

○ その他、耐振動性、耐熱性、耐衝撃性、外部短絡保護、過充電保護、過放電保護、過昇温保護及びエミッション（開放式原動機用蓄電池の場合の水素ガス排出量の制限）の要件を適用します。

【適用時期】

○ 以下の自動車にこの要件を義務付けます。

・平成 28 年 7 月 15 日以降に型式を取得した自動車

・平成 28 年 7 月 15 日以降に電力により作動する原動機を有する自動車以外から電力により作動する原動機を有する自動車に改造等するもの

② その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされましたので、国内法令も同様に改正を行います。

（２）装置型式指定規則の改正

「バッテリ式電気自動車に係る協定規則（第 100 号)」の改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を追加等するため、第２条（特定装置の種類)、第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

【改正概要】

○　第２条（特定装置の種類）関係

「原動機用蓄電池」を追加します。

○　第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

「原動機用蓄電池」を追加するとともに、「感電防止装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。

○　第６条（特別な表示）関係

・第３号様式に定める表示方式について、「原動機用蓄電池」は a≧８とします。

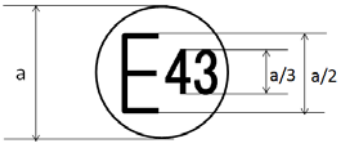

単位:ミリメートル

３．スケジュール

公布：平成 25 年７月 12 日

施行：平成 25 年７月 15 日

※ＥＣＥ規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov12.html

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２５年７月１９日
自動車局環境政策課

香川県小豆郡土庄町豊島における超小型モビリティの先導導入について
～一般の皆様に超小型モビリティにお乗り頂ける最初の事業です～

国土交通省では、超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する「超小型モビリティの導入促進」事業を実施することとしております。

今般、一般の皆様に超小型モビリティにお乗り頂ける最初の事業として、土庄町（とのしょうちょう）とソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ベネッセホールディングス、電気自動車普及協議会により構成される「豊島（てしま）モビリティ協議会」が、香川県小豆郡土庄町豊島において、「瀬戸内国際芸術祭2013」の夏の会期の始まりにあわせ、来島する観光客の交通手段として、超小型モビリティのレンタルサービスを開始します。

◆事業概要

「瀬戸内国際芸術祭2013」の夏の会期の始まりにあわせ、超小型モビリティを、豊島に来島する観光客などにレンタカーとして貸し出し、島内の交通手段として活用してもらう。（詳細は別紙参照）

◆実施主体

「豊島モビリティ協議会」（所在地：香川県小豆郡土庄町、代表：岡田 好平）
構成団体：土庄町（香川県小豆郡、町長：岡田 好平）
ソフトバンクモバイル株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 兼 CEO：孫 正義）
株式会社ベネッセホールディングス（本社：岡山県岡山市、代表取締役社長：福島 保）
電気自動車普及協議会（所在地：東京都新宿区、会長：福武 總一郎）

◆実施期間

2013年7月20日～2014年3月31日（予定）

◆使用する車両

NISSAN New Mobility Concept　６台

瀬戸内国際芸術祭2013における先導導入について

国土交通省

〇瀬戸内国際芸術祭2013において、瀬戸内海に浮かぶ離島、豊島を訪れる観光客に、超小型モビリティによる魅力的で自由度の高い島内移動手段を提供する。
〇島内移動手段が十分でない豊島の観光資源としての価値を高めるとともに、先進的なモビリティ自体を目的とする観光客の来島も期待される。

先導導入事業の内容

〇「現代アート×超小型モビリティ」を基本コンセプトに、瀬戸内国際芸術祭2013の夏・秋開催と併せに、超小型モビリティを6台導入し、来島者に貸し出す。
〇島内移動手段が不十分な豊島において、先進的なモビリティによる新たな移動手段を提供し、来島者の回遊性を高めることで、観光資源としての価値向上を図り地域活性化に貢献する。
〇将来的には、豊島が掲げる「エネルギー自給自足」と連携し、豊島において太陽光により発電した電気を超小型モビリティに充電することで、低炭素・省エネルギーで環境に負荷をかけない循環型社会の実現を目指す。

導入される超小型モビリティと導入エリアの概要

導入車両：
日産「ニューモビリティコンセプト」

超小型モビリティがもたらす社会的便益 ～高齢者や子育て層の移動支援、観光振興等～

国土交通省

○超小型モビリティは、高齢者・子育て層の移動支援、観光振興など多くの社会的便益を生み出す。

観光地等の振興

◎ 狭い街路・街並みへの誘導や回遊性の向上等により、来訪者の立寄り先を増加。

◎ 川のせせらぎなど周辺自然環境の気づき、新たな観光資源の発掘等を通じ、観光地の魅力・にぎわいを向上。

トヨタ i－ROAD

日産 ニューモビリティコンセプト

多様なコンセプトの超小型モビリティにより、日常生活や小口物流に手軽で、とりまわしのし易い、全く新たな交通手段を提供

ホンダ マイクロコミュータープロトタイプ

歩行者との親和性

◎ コンパクトであるため、歩行者と離間がとれ、歩行者が安心して歩ける環境づくりに貢献。さらに、先進的な予防安全機能の搭載が期待される。

◎ 歩行者と運転者とのコミュニケーション等を通じ、従来のクルマと人の関わりが変化。

トヨタ車体 コムス

高齢者や子育て層の移動支援

◎ 高齢者等あらゆる世代の外出機会の増加、コミュニケーションの活性化（地域活動への参加、買い物、通院、通勤・通学、知人宅への訪問など）。

◎ 子育て層等の日常生活における移動支援（買い物、通勤、学校送迎など）。

小口物流の効率化

◎ 輸送経路や輸送手段の合理化による小口物流の輸送効率・サービスの向上。

◎ 市街地・都心部店舗での既存の狭いスペースを活用した、効率的な荷捌きの実現。

超小型モビリティの認定制度について

１．超小型モビリティ認定制度の概要

地域の手軽な移動の足として主に近距離輸送に利活用される超小型モビリティについて、安全確保を最優先に考え、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）（以下「保安基準」という。）第 55 条第１項に基づく基準緩和認定制度を活用し、①高速道路等は走行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件に、大きさ、性能等に関して一定の条件を付すことで、安全・環境性能が低下しない範囲で一部の基準を緩和し、公道走行を可能とする制度です。

なお、この制度を活用した地方公共団体等における超小型モビリティの先導的・試行的導入により、超小型モビリティに係る技術的な資料を得るとともに、成功事例の創出や国民理解の醸成を促し社会受容性を高めることで、将来的な保安基準等の見直し等について検討するに当たっての参考とします。

２．対象とする超小型モビリティ及び保安基準の基準緩和項目

（「道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）」の一部改正）

（１）対象とする超小型モビリティ

以下の要件を全て満たすものを認定制度の対象とする。

① 長さ、幅及び高さがそれぞれ軽自動車の規格内のもの

② 乗車定員２人以下のもの（２個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあっては、３人以下）

③ 定格出力８キロワット以下（内燃機関の場合は 125cc 以下）のもの

④ 高速道路等[※1]を運行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行するもの

[※1] 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の４に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第４条１項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条第 1 項の規定により定められている最高速度 60km/h 超の道路

（２）超小型モビリティの基準緩和項目（詳細：別紙１参照）

【基準緩和の概要】

① 高速道路等を走行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行することを条件に、一部基準の適用除外が可能

② 二輪自動車の特性を持つ車幅 1300㎜ 以下のものについては、灯火器等について二輪自動車の基準を適用可能

③ 自動車の最高速度が、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロ

メートル毎時以下であるものについては、衝突安全性に関する基準の適用除外が可能　等

【その他、安全性向上のための要件等】

① 電気自動車等については、歩行者等に当該車両の接近を知らせる車両接近通報装置の装備義務付け

② 車両の前後面にそれぞれ基準緩和マークの表示義務付け

③ 運転者に対する速度警報装置、衝突警報等、事故防止に繋がる装置の装備の推奨

３．制度運用の概要（超小型モビリティの認定要領を制定：別紙２参照）

申請者：地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会

申請先：地方運輸局長

申請内容：必要な基準緩和項目及び理由、運行地域、運行上の安全対策　等

認定後の措置：

① 一台毎の基準適合性審査（いわゆる車検）を軽自動車検査協会にて実施[※2]

② 使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明（教育）

③ 運行時には、各車両に認定書の写しを携帯させるとともに、申請者は、毎年運行結果を地方運輸局長に報告

[※2] 超小型モビリティの認定を受けた車両については、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 5 条の規定に基づく届出（対象地域のみ）等、軽自動車に係る諸制度が適用される

※　申請書類については、添付ファイル（超小型モビリティの認定要領　様式等）をダウンロードするか、若しくは各地方運輸局の窓口で入手してください。

別紙１

超小型モビリティに関する道路運送車両の保安基準等の基準緩和項目

（１）保安基準等の基準緩和

①高速道路等を運行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行することを条件に基準緩和可能な項目

内装材の難燃性	第 20 条第 4 項
座席取付強度、シートバックの衝撃吸収	第 22 条第 3 項、第 4 項
シートベルト取付強度 ※1、リマインダー	第 22 条の 3 第 2 項、第 4 項
座席空間、座席寸法	第 22 条第 1 項、第 2 項
年少者用補助乗車装置（ISO-FIX 等の一部基準）	第 22 条の 5
乗降口の転落防止装置の装備	第 25 条第 3 項
扉の開放防止	第 25 条第 4 項
前面ガラス強度等	第 29 条第 2 項

※1）シートベルトの装備義務を緩和するものではない

②車幅が狭く、被視認性が二輪自動車に近いことから、二輪自動車の基準を適用すること等を条件に基準緩和可能な項目（車幅 1300㎜ 以下である場合）

灯火器関係 ※2	第 32 条～第 41 条の 5
原動機（2 重アクセルリターンスプリング）	第 8 条第 3 項
走行装置（軽合金製ホイールの性能）	細目告示第 89 条第 3 項
施錠装置	細目告示第 92 条第３項
制動装置	細目告示第 93 条第２項、第３項

※2）側面方向指示器（保安基準第 41 条）は、車幅 1300㎜ 以下、かつ、全長 2500㎜ 以下の場合のみ、二輪の保安基準を適用

③ミニカー（原付四輪自転車）の事故実態（危険認知速度 30km/h 以下では、死亡事故が極めて少ない）に基づき、自動車の最高速度が、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であることを条件に基準緩和可能な項目

インストルメントパネルの衝撃吸収	第 20 条第 5 項
シートベルト装備、強度	第 22 条の 3 第 1 項、第３項
前席ヘッドレスト装備	第 22 条の 4
サンバイザの衝撃吸収	第 45 条第 3 項

（２）破壊試験が免除される項目

以下の保安基準等については、少量生産車に適用される保安基準第１条の３に基づき、破壊試験（衝突試験）を免除することとし、構造要件を満たすことで基準に適合していると判断する（衝突安全基準を免除するものではない。）。

かじ取り装置の衝撃吸収	第 11 条第 2 項
燃料装置の燃料漏れ防止	第 15 条第 2 項
衝突後の高電圧安全	第 17 条の 2 第 4 項
衝突時の乗員保護（フルラップ・オフセッ	第 18 条第 2 項～第 5 項

ト前突及び側突※3）及び歩行者保護（頭部及び脚部）	

※3）ただし、以下に掲げる側突構造要件を満たすことが出来ない場合については、サイドインパクトビームによる安全対策を講じることを条件に基準緩和可能

衝突時の乗員保護（側突）	細目告示第 100 条第 13 項

保安基準の主な取扱い・考え方

別紙2

・安全性の確保を最優先に考え、①高速道路等は運行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件に、一部保安基準を緩和する。
・なお、適用される主な保安基準は以下のとおり。

自動車として従来どおり適用される主な基準

衝突安全性能（寸法要件に適合していることを確認）

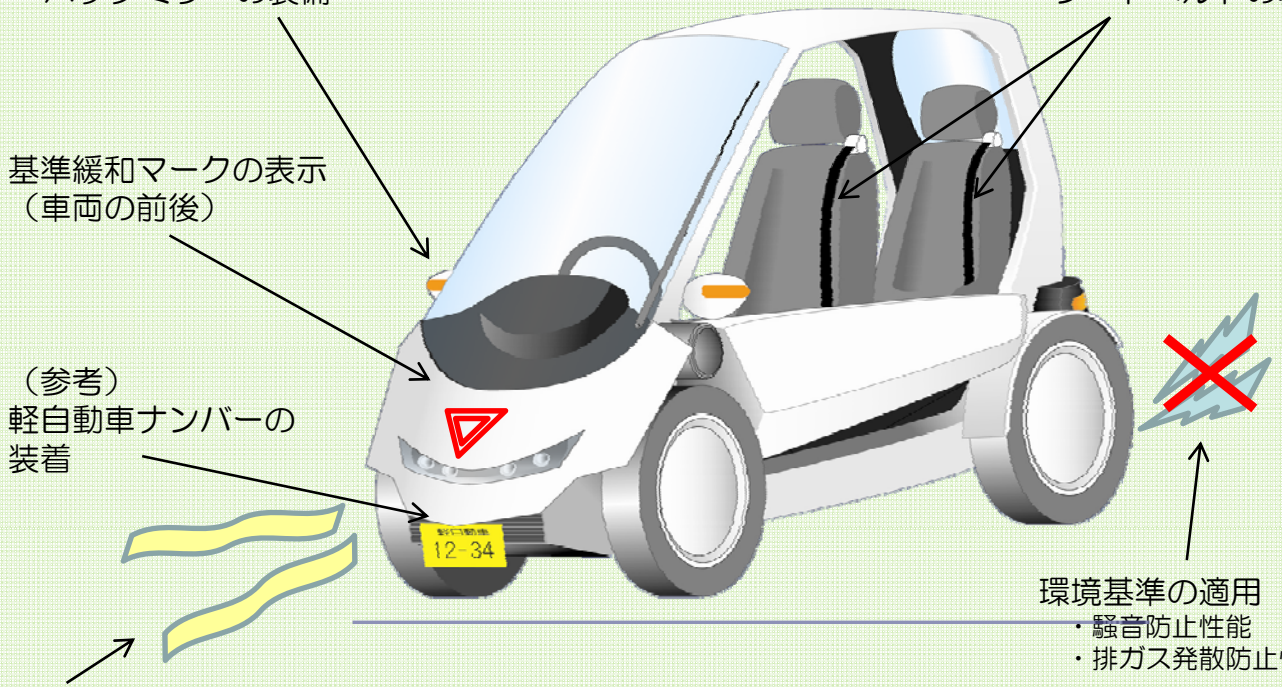

環境基準の適用
・騒音防止性能
・排ガス発散防止性能

車両接近通報装置の装備
＊静粛性の高い電気自動車等の車両の接近を歩行者などに認識してもらうため、一定車速で走行中に音を発生させる装置

緩和できる主な基準

高速道路等を運行せず、交通の安全等が図るための措置を講じた場所において運行することを条件に、以下の基準を緩和可能
・座席取付強度、シートバックの衝撃吸収
・シートベルト取付強度
・座席空間、座席寸法
・年少者用補助乗車装置（ISO-FIX）

条件に応じて緩和できる主な基準

車幅1300mm以下の車両の場合
二輪自動車の特性を持つことから以下の基準を緩和可能
［二輪車の基準を適用する装置］
・灯火器
・制動装置
・施錠装置

速度抑制装置等の装備により、自動車の最高速度30km/h以下の場合
事故実態に基づき死亡事故が極めて少ないことから以下の基準を追加緩和可能
・インストルメントパネルの衝撃吸収
・シートベルトの装備、強度

超小型モビリティ認定制度の手続きの流れ

別紙3

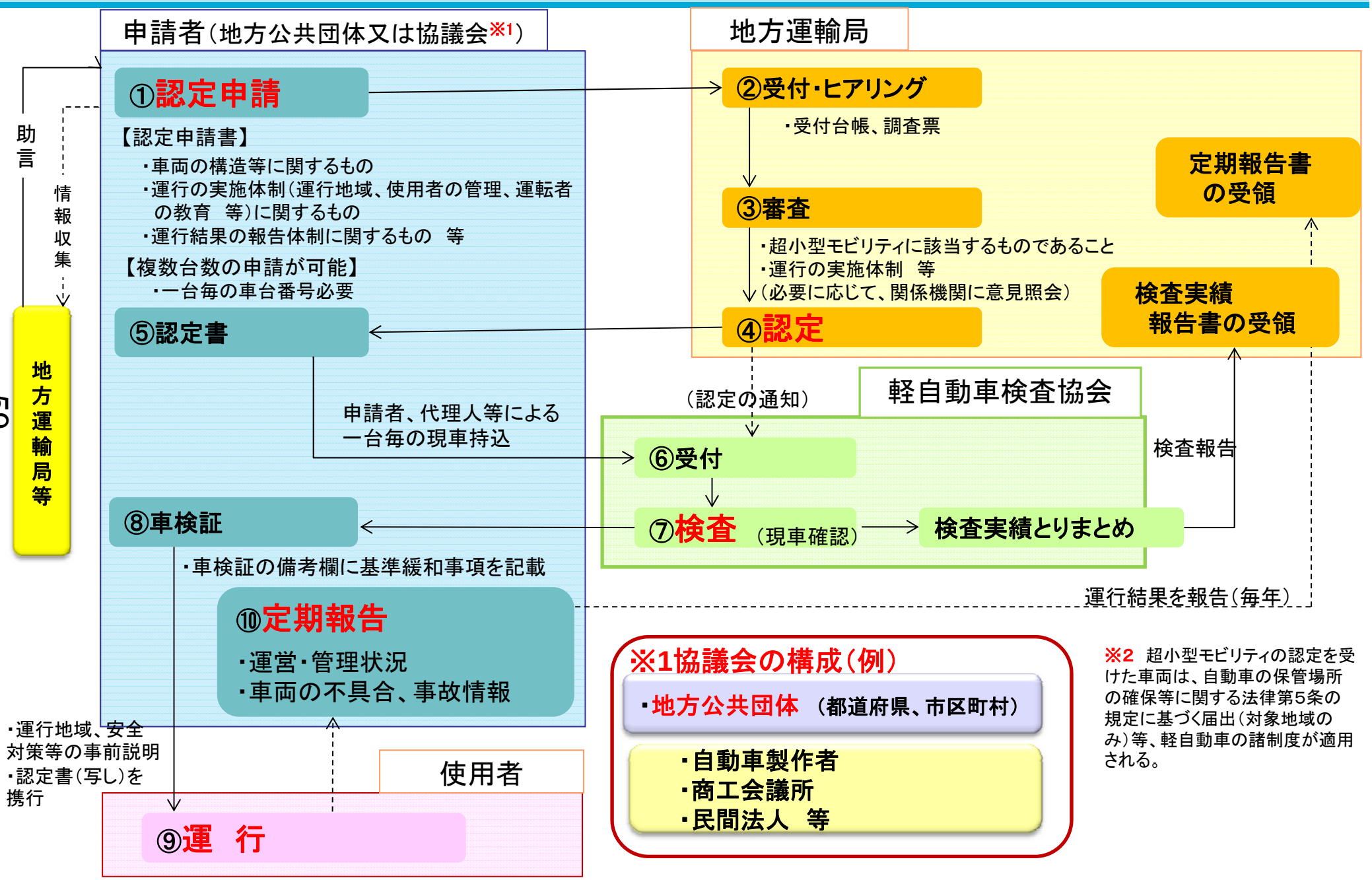

※2　超小型モビリティの認定を受けた車両は、自動車の保管場所の確保等に関する法律第5条の規定に基づく届出（対象地域のみ）等、軽自動車の諸制度が適用される。

別添

「超小型モビリティの認定要領」

第１　適用

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号。以下「保安基準」という。）第５５条第１項の規定に基づく、「第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成１５年国土交通省告示第１３２０号。以下「緩和告示」という。）」第１条第５号の規定による自動車に係る基準緩和の認定（以下「超小型モビリティ認定」という。）は、本要領によるものとする。

第２　認定の目的

少子・高齢化、環境意識への高まりなど社会状況の変化に伴い、超小型モビリティの公道走行の要望が高まっているところであるが、超小型モビリティはその構造や使用の態様が特殊であるため、交通社会における位置づけが明確になっておらず、その安全性能等を考慮した保安基準の整備がなされていない状況にある。

これを踏まえ、軽自動車の基準を満たすことを前提として、超小型モビリティの公道走行を可能とするため、安全性の確保及び環境の保全上支障がないことに配慮しつつ、超小型モビリティ認定をするものとする。

なお、超小型モビリティは、地域に根ざした「新たなカテゴリー」の乗り物であることから、その普及に際しては、車両としての安全性の確保は最優先として、利活用する地域住民の交通安全に対する意識向上を図りつつ、利用環境の整備等を進めていくことが必要である。

第３　認定することができる超小型モビリティ

超小型モビリティ認定は、次に掲げる要件に該当する軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）について行うことができる。

(1)　内燃機関を原動機とするものにあっては総排気量が〇・一二五リットル以下のもの、内燃機関以外を原動機とするものにあっては定格出力が八・〇〇キロワット以下のものであること。

(2)　乗車定員が二人以下（二個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあっては、三人以下）のものであること。

(3)　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和三十二年法律七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメー

トル毎時を超える道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものであること。
(4)その運行に関し、地方方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会が交通の安全と円滑を図るための措置を講じたものであること。

第４　申請者等

１　超小型モビリティ認定の申請は、地方公共団体の長又は地方公共団体が組織する協議会の長（以下「申請者」という。）が、保安基準第５５条第３項の規定に基づき行うものとする。

２　地方運輸局長は申請書を受理する際に、申請者に対して次に掲げる事項の説明を求めることができるものとする。

(1)超小型モビリティの構造、装置及び性能の概要
(2)認定により適用を除外する保安基準の条項及び条件又は制限に関する内容
(3)運行の実施体制（運行地域及び運行計画、使用者の管理、運転者の教育、超小型モビリティの点検・整備、運行上の安全対策）
(4)その他審査等の実施にあたって必要と認められる事項

第５　申請書及び添付資料

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）については、保安基準第５５条第３項から第５項までの規定に基づき、次に掲げるものとする。

１　申請者は、第１号様式の申請書に別添１に掲げる資料を添付し、正本１通及び副本１通を当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。ただし、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）を経由して申請するときは、正本１通及び副本２通を提出するものとする。

２　第１項の申請において、同一の申請者が複数の超小型モビリティについて同時に申請しようとするときは、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

３　超小型モビリティ認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所又は認定を受けた超小型モビリティの使用の本拠の位置又は運行地域について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第２号様式の認定変更申請書を提出するものとする。

４　地方運輸局長は、第１項及び第３項に規定する申請書等について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の経由等の取り扱いについて定めることができる。

第６　審査等

１　地方運輸局長は、超小型モビリティ認定について、保安上若しくは公害防止上の支障又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用され

るおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。

また、審査に当たっては、必要に応じて申請者に対して現車の提示を求めることができるものとする。

(1)　超小型モビリティの構造等が第３に該当するものであること

(2)　超小型モビリティの構造等により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

(3)　別添２に掲げる条件又は制限

(4)　運行の実施体制（別添１の類別３）

(5)　その他必要事項

２　超小型モビリティが他の地方運輸局が管轄する地域も運行する場合にあっては、運行地域及び運行上の安全対策等の審査について、審査に必要となる添付資料を添えて当該地域を管轄する地方運輸局長に依頼することができる。

３　地方運輸局長は、第１項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

第７　認定

１　地方運輸局長は、第６において審査した結果、保安基準第５５条第１項及び緩和告示第１条第５号の規定に基づき、別添２に定める基準緩和項目の基準を適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合は、第８の条件及び制限を付したうえで、超小型モビリティ認定を行い、申請者に対して第３号様式の超小型モビリティ認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

２　地方運輸局長は、前項の規定により認定書を交付したときは、直ちに当該認定書に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会の長（事務所長、事務所支所長又は事務所分室長をいう。以下同じ。）に対し、認定書の写し及び申請書等を添付のうえ、第４号様式を用いて別添３に掲げる条件及び制限のうち、自動車検査証備考欄に記載が必要となるものについて通知するものとする。

３　地方運輸局長は、第６に基づき審査した結果、付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、保安基準第５５条第７項の規定に基づき、超小型モビリティ認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会の長に通知するものとする。

第８　条件又は制限の付与

地方運輸局長は、超小型モビリティ認定を行う場合は、保安基準５５条第２項の規定に基づき、別添２に定める基準緩和項目欄に掲げる条項毎に必要な条件又は制限により審査した結果について、別添３に掲げる必要な条件又は制限を付すものとする。なお、その他必要と認められる場合は、別途必要な条件又は制限を付すことができる。

第９　行政処分等

１　地方運輸局長は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対して事実関係の報告を求め、更に再発防止対策についての改善報告を求めるものとする。

(1)　認定書の条件若しくは制限に違反するおそれ又は違反して運行した事実が認められた場合

(2)　申請に当たって虚偽の申請を行ったと認められた場合

(3)　道路運送車両法に照らして、適切な運行が行われていないおそれがある又は適切な運行が行われていないと認められた場合

(4)　第６第１項各号の要件を満たさなくなったと認められた場合

２　地方運輸局長は、前項の報告がなされない、報告の内容が十分でない又は報告のあった再発防止策が適正に実施されていないと認めるときは、保安基準第５５条第６項の規定に基づき、超小型モビリティの使用者に対して、行政手続法（平成５年１１月１２日法律第８８号）第１３条第１項の規定に基づく聴聞を行い、当該超小型モビリティ認定を取り消すことができる。

３　申請者は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、第５号様式を用いて超小型モビリティ毎（複数台を同時に申請する場合は、そのすべての車台番号）に地方運輸局長に申請しなければならない。この場合、地方運輸局長は、保安基準第５５条第６項の規定に基づき、当該超小型モビリティ認定を取り消すものとする。

(1)　当該超小型モビリティが滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）又は用途を廃止した場合

(2)　当該超小型モビリティに対し、保安上もしくは公害防止上支障があると認められる改造、装置の取り付け又は取り外し（整備のために取り付け又は取り外しが行われる場合は除く。）が行われた場合

(3)　当該超小型モビリティの使用の本拠の位置が認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合

４　地方運輸局長は、前項の超小型モビリティ認定の取り消し申請後においても、当該認定書に記載されたその他の超小型モビリティが運行される場合、申請者に対し既に交付された認定書を返付させ、当該認定書のうち、「４　車台番号（又は製造番号）」の項目を修正のうえ再度交付するとともに、必要に応じて当該認定に係る超小型モビリティの使用の本

拠の位置を管轄する運輸支局等の長及び軽自動車検査協会の長に対し、認定書の写し等を添付のうえ通知するものとする。

5　地方運輸局長は、第２項の取消処分を受けた超小型モビリティの申請者より新たに申請があった場合、保安基準第５５条第７項の規定に基づき、当該認定の取り消された日から１年間の他の超小型モビリティの管理及び運行に関する実績を求めるものとする。

6　地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、道路運送車両法第１００条の規定に基づく報告聴取又は立入検査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、超小型モビリティの運行状況の把握に努めるものとする。

7　地方運輸局長は、前項の運行状況の把握について、運輸支局等の長及び他の地方運輸局長（ただし、超小型モビリティが他の地方運輸局が管轄する地域も運行する場合に限る。）に調査等を依頼することができる。

第１０　運行の報告

1　申請者は、毎年度、地方運輸局長あて運行の結果に関する報告を別添４に掲げる報告書に基づき提出するものとする。なお、別添４に掲げる運行実績表の各項目が含まれた既存の集計等がある場合は、別添４の運行実績表に代えて提出することができる。

2　国土交通大臣は、保安基準及び関係基準の改善、策定等の検討に必要と認められる範囲において、地方運輸局長を通じて、申請者に対して、構造又は装置に係る技術的な資料について報告を求めることができる。

3　第１項及び第２項の報告に関し、第９により超小型モビリティ認定が失効した場合においても、認定を受けていた期間内の運行実績等の報告を求めることができる。

附　則

（適用時期）

この認定要領は、平成２５年１月３１日以降の超小型モビリティ認定の申請から適用する。

別添１　添付資料　（第５関係）

類　別	資料の種類	内　容
１　超小型モビリティの構造等に関するもの	１　諸元表 ２　構造・装置の概要 ３　外観図 ４　原動機の排気量又は定格出力を証する資料 ５　運転者席付近配置図 ６　次に掲げる装置の図面 ①シャシ全体図（車枠又は車体） ②原動機全体 ③動力伝達装置 ④走行装置 ⑤操縦装置 ⑥制動装置 ⑦緩衝装置 ⑧燃料装置 ⑨灯火装置	資料の種類１から６までは、次に掲げるいずれかの資料であること。 １．改造自動車等の取扱いについて（平成７年１１月２１日付、自技第２３９号）に基づく、「試作・組立自動車審査結果通知書」及び添付資料。 ２．自動車型式認証実施要領について（平成１０年１１月１２日付、自審第１２５２号の４）別添「自動車型式認証実施要領」別添１の別表に準ずる資料。 ３．並行輸入自動車取扱要領について（平成９年３月３１日付、自技第61号）に基づき提出することとしている届出書及び添付資料。
２　基準の緩和に関するもの	１　誓約書	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守する又は使用者に周知させる旨の資料。（参考による書式）
	２　保安上支障がないことを証する書面	別添２の基準緩和が必要な項目について、各基準緩和項目に付された条件又は制限に関する適合性が確認できる書面（保安基準への適合性を証する書面等）。
３　運行の実施体制に関するもの	１　運行地域及び運行計画	次に掲げる内容が確認できる資料であること。 １．高速道路、自動車専用道路及び最高速度60km/h超の道路以外の場所（ただし、保安基準第20条第５項、第22条の３第１項及び第３項、第22条の４並びに第45条第３項を基準緩和する場合にあっては、主に最高速度30km/h以下の道路とする。）であることを示すもの。 ２．超小型モビリティの運行に関し、地方公共団体等が交通の安全と円滑を図るための具体的な対策。 ３．超小型モビリティの具体的な利活用場面を想定した運行計画。
	２　使用者の管理	次に掲げる事項を確実に管理できる体制を有していることが確認できる資料であること。 イ　使用者の特定 ロ　超小型モビリティの使用状況
	３　運転者の教育	次に掲げる内容について教育するための体制を有していることが確認できる資料であること。 １．特殊な自動車であることを十分に認知させ、安全な運行に努めさせること。 ２．超小型モビリティの運行にあたっては、認定の際に付された条件及び制限を遵守し、かつ、運転者に遵守させること。 ３．運行時は、超小型モビリティ認定書の写しを超小型モビリティに携行すること。 ４．運転者に対する、事故防止のために必要な対策。 ５．事故又は不具合発生等の異常時は、速やかに適切な措置を行うこと。 ６．超小型モビリティの点検・整備に関する実施方法等。
	４　超小型モビリティの点検・整備	次に掲げる内容が確認できる資料であること。

		・日常点検 ・定期点検 ・点検整備方式 （自動車点検基準で規定している日常点検基準項目及び定期点検基準項目以外に実施しなければならない特別の点検・整備項目、判定基準及び交換時期がある場合はその旨。）
	5　その他（運行上の安全対策）	運行上の安全対策として以下の例が考えられる。 ・走行時間の制限、監視員の配置 ・ＧＰＳを車載することによる運行の記録（運行管理） ・運行地域の出入り口等の標識設置、路面のマーキング ・超小型モビリティの運行地域の地域住民への広報や安全運転講習会の実施などの交通安全に対する意識向上 等、地域の実態に即した安全対策。
4　報告に関するもの	不具合、事故、改善対策、定期等の報告	次に掲げる内容が確認できる資料であること。 １．事故及び不具合発生時並びにヒヤリハットの発生状況等に関する報告は、使用者から関係行政機関等に確実に実施される体制が整えられていること。 ２．上記１．に対する改善措置に関する報告は、当該認定を行った地方運輸局長に対し確実に実施される体制が整えられていること。 ３．当該認定を行った地方運輸局長に対する運行の結果に関する報告は、毎年度末までに確実に実施される態勢が整えられていること。

備考

(1)　用紙の大きさは、日本工業規格A列４番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

(2)　定格出力の試験方法は、「独立行政法人交通安全環境研究所　審査事務規定（平成13年4月1日研究所規定第２号）TRIAS99-018-01」に準じた試験とする。

別添２　基準緩和項目及び条件又は制限（第６、７関係）

対　象 （数字番号）	基準緩和項目	条件又は制限 （数字番号）
全ての超小型モビリティ		1　運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092) 2　運行に当たっては、認定書（写）を携帯すること。(093) 3　走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。(148) 4　高速自動車国道等を運行しないこと。(077) 5　運行の実施体制を遵守すること。（別添１の類別の３全てに関するもの） 6　自動車の前面及び後面には、施行規則第19号様式による標識を表示すること。 7　乗車定員二人以下の自動車（ただし、運転者席以外の座席に年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下の自動車）であること。 8　電気自動車等は、「ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドラインについて（平成22年1月29日付け国自技第255号）」に準じた静音性に対する対策を講ずること。
原動機及び動力伝達装置【２重アクセルリターンスプリング関係】	保安基準第８条第３項（解除装置の数に関する部分に限る。）	自動車の幅は1.30メートル以下であること。
走行装置【軽合金製ディスクホイール関係】	細目告示第89条第３項、第167条第３項	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　細目告示別添２「Ⅱ二輪自動車用軽合金製ディスクホイールの技術基準（4.1.(1)を除く。）の規定に適合すること。
施錠装置等【イモビライザ関係】	細目告示第92条第３項	自動車の幅は1.30メートル以下であること。

制動装置 【細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」関係及び細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」関係】	細目告示第93条第２項各号列記以外の部分、第９号及び第１２号、第３項各号列記以外の部分、第２号（第２項第４号から第６号まで及び第９号の基準に係る部分に限る。）、第４号、第７号 第 171 条第２項第９号、第 12 号、第３項第２号（第２項第４号から第６号まで及び第９号の基準に係る部分に限る。）、第４号及び第７号	１　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ２　以下の各号に規定されたいずれかの基準に適合すること。 (1)　細目告示第 93 条第４項に規定する二輪自動車の基準 (2)　欧州連合指令 93/14EEC の技術的な要件 (3)　細目告示別添 98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」
車枠及び車体 【側面衝突時の乗員の保護関係】	細目告示第 100 条第 13 項	自動車の側面（運手者席又はこれと並列の座席付近）に衝撃緩和部材を有し、かつ、車体構造図面等により衝撃緩和部材を確認できること。
乗車装置	保安基準第 20 条第４項（難燃性関係）	
	保安基準第 20 条第５項（インストルメントパネル衝撃吸収関係）	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
座席（021、022） 【座席空間、寸法、取付及びシート後面の衝撃吸収関係】	保安基準第 22 条第１項、第２項、第３項、第４項	当該座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
座席ベルト（023）	保安基準第 22 条の３第１項、第３項（ベルト装備及び要件関係）	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
	保安基準第 22 条の３第２項及び第４項（座席ベルト取付及び警告関係）	当該座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
頭部後傾抑止装	保安基準第 22 条の４	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制

置等（025）		装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。 上記以外の自動車であって、運行速度が 30 キロメートル毎時を超え、60 キロメートル毎時以下で運行する自動車に備える頭部後傾抑止装置にあっては、細目告示第 109 条第 1 項に規定する別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」の緩和に限る。
年少者用補助乗車装置 【ISOFIX】	保安基準第 22 条の 5 第 1 項	
乗降口 【とびら及びとびらの開放関係】	保安基準第 25 条第 3 項及び第 4 項	
窓ガラス（027） 【窓ガラスの強度等】	・保安基準第 29 条第 2 項	
前照灯 【取付個数関係】	細目告示第 120 条第 3 項第 1 号、第 7 項第 1 号及び第 198 条第 3 項第 1 号、第 7 項第 1 号	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
車幅灯（030） 【取付位置関係】	細目告示第 123 条第 1 項第 3 号及び第 201 条第 1 項第 3 号	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。
尾灯（034） 【取付個数関係】	保安基準第 37 条第 1 項 細目告示第 128 条第 1 項第 3 号及び第 206 条第 1 項第 3 号	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
後部反射器（036） 【取付位置関係】	細目告示第 132 条第 3 項第 3 号及び第 210 条第 3 項第 3 号	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
制動灯（037） 【取付個数関係】	・保安基準第 39 条第 1 項 ・細目告示第 134 条第 1 項第 4 号及び第 212 条第 1 項第 4 号	1　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 2　左欄の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
補助制動灯 【装備要件等】	・保安基準第 39 条の 2 第 1 項	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。

	・細目告示第 135 条第１項第２号及び第 213 条第１項第２号	
後退灯(038) 【装備要件等】	保安基準第 40 条第１項	１　自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ２　自動車を後退させるための構造を有していないこと。
窓ふき器等 【サンバイザー】	保安基準第 45 条第３項	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
方向指示器(039) 【側面方向指示器の装備要件等】	細目告示第 137 条第１項第１号第１表のロ、第１項第３号、第３項、第４項第３号及び第 215 条号第１項第１号第１表のロ、第１項第３号、第３項、第４項第３号	１　自動車の長さは、2.50 メートル以下であること。 ２　自動車の幅は、1.30 メートル以下であること。 ３　左の各条項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
その他の項目		その他運行において地方運輸局長が必要とする事項。

備考

（１）高速自動車国道等とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和三十二年法律七十九号）第四条一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメートル毎時を超える道路をいう。

（２）施行規則とは、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日運輸省令 74 号）をいう。

（３）細目告示とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号）をいう。

（４）「数字番号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示」（平成 16 年国土交通省告示第 1600 号）第１条第８号及び第９号に規定する数字番号であり、参考として付記する（以下、別添３において同じ。）。

（５）その他、別添２の表に掲げる条件又は制限で付されているもののほか、超小型モビリティの運転者に対する速度警報装置、衝突警報等、事故防止に繋がる装置の装備を推奨することとする。

別添３　保安上の条件又は制限の付与（第７、８関係）

対　象 （数字番号）	条件又は制限 （数字番号）
全ての超小型モビリティ	・運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。（092） ・運行に当たっては、認定書（写）を携帯すること。（093） ・走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。（148） ・高速自動車国道等を運行しないこと。（077） ・運行の実施体制を遵守すること。 ・自動車の前面及び後面には、道路運送車両法施行規則第 19 号様式による標識を表示すること。 ・乗車定員二人以下であること。 ・乗車定員二人以下であること。（ただし、運転者席及び年少者用補助乗車装置を固定又は着脱式により二個備える場合は、乗車定員が三人以下であること。） ・静音性対策として、車両接近通報装置を装備すること。
原動機及び動力伝達装置 【２重アクセルリターンスプリング関係】	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。
走行装置 【軽合金製ディスクホイール関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・細目告示別添２「Ⅱ二輪自動車用軽合金製ディスクホイールの技術基準（4.1.(1)を除く。）の規定に適合すること。
施錠装置等 【イモビライザ関係】	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。
制動装置 【細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」関係及び細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・細目告示第 93 条第４項に規定する二輪自動車の基準に適合すること。 ・欧州連合指令 93/14EEC の技術的な要件に適合すること。 ・細目告示別添 98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に適合すること。
車枠及び車体 【側面衝突時の乗員の保護関係】	自動車の側面には衝撃緩和部材を有していること。
乗車装置	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
座席（021、022） 【座席空間、寸法、取付及	座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与え

びシート後面の衝撃吸収関係】	るおそれの少ない構造であること。
座席ベルト（023）	・自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。 ・座席の前方は、当該自動車が衝突等により衝撃を受けた場合において、当該座席の乗車人員が頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
頭部後傾抑止装置等（025）	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
前照灯 【取付個数関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・【細目告示第 120 条第３項第１号、第７項第１号及び第 198 条第３項第１号、第７項第１号】に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
車幅灯（030） 【取付位置関係】	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。
尾灯（034） 【取付個数関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・保安基準第 37 条第１項、細目告示第 128 条第１項第３号及び第 206 条第１項第３号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
後部反射器（036） 【取付位置関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・細目告示第 132 条第３項第３号及び第 210 条第３項第３号に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
制動灯（037） 【取付個数関係】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・【保安基準第 39 条第１項、細目告示第 134 条第１項第４号及び第 212 条第１項第４号】に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
補助制動灯 【装備要件等】	自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。
後退灯（038） 【装備要件等】	・自動車の幅は 1.30 メートル以下であること。 ・自動車を後退させるための構造を有していないこと。
窓ふき器等 【サンバイザー】	自動車の最高速度は、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であること。
方向指示器（039） 【側面方向指示器の装備要件等】	・自動車の長さは、2.50 メートル以下であること。 ・自動車の幅は、1.30 メートル以下であること。 ・【細目告示第 137 条第１項第１号第１表のロ、第１項第３号、第３項、第４項第３号及び第 215 条号第１項第１号第１表のロ、第１項第３号、第３項、第４項第３号】に規定する二輪自動車の基準に適合すること。
その他の項目	その他運行において地方運輸局長が必要とする事項。

様式　運行実績表　（平成２４年　　月時点）

申請者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

車名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、型式：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	車台番号	運行エリア	運行期間 （ 年 月～ 年 月）	走行時間 （約　　時間）	走行距離 （単位：約　　km）	使用者の所属・氏名	備　　考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※適宜、行を追加して下さい。

（アンケート調査の例）

超小型モビリティの運行（当該モビリティが公道で走行することにより生じる他の交通及び歩行者等への影響に関する事項）における弊害の発生等に関する調査

（記入者　所属・氏名：　　）

Ｑ１　　公道走行中における具体的な事故・ヒヤリハット・車両の不具合内容について把握している範囲で教えて下さい。

Ｑ１－１　公道走行中における交通事故の有無について有りの場合は、その詳細を記述して下さい。

Ｑ１－２　公道走行中における当該モビリティの搭乗者又は歩行者等が受けたヒヤリハットの有無について

有りの場合は、被害側、加害側、単独等のそれぞれの状況について、その詳細を記述して下さい。

Ｑ１－３　車両（超小型モビリティ）の不具合の有無について

有りの場合は、その詳細を記述して下さい。

Ｑ１－４　交通安全の確保など歩行者及び他の交通に配慮している点を全て、具体的に教えて下さい。

例）走行に関する注意喚起、安全確保についての確認事項、走行時の誘導員配置、看板の設置などを記述して下さい（複数回答可）

→Ｑ２へ

Ｑ２　公道走行を通じて把握した使用者（当該モビリティ利用者）の意見や周辺住民等からの苦情等について教えて下さい。

Ｑ２－１　使用者（当該モビリティ利用者）からの意見、感想等の詳細を記述して下さい。

Ｑ２－２　周辺住民等からの苦情、感想等の詳細を記述して下さい。

→Ｑ３へ

Ｑ３　今後（将来）の公道走行における課題を具体的に教えて下さい。

→Ｑ４へ

Ｑ４　今後（将来）の計画（導入予定の車両を含む。）があれば具体的に教えて下さい。

第１号様式（第５関係）

超小型モビリティの認定申請書

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第１項の規定に基づき、超小型モビリティ認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　車名及び型式
２　種別及び用途
３　車体の形状
４　車台番号（又は製造番号）
５　使用の本拠の位置
６　運行地域
７　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
　（別添２による。）
８　認定を必要とする理由
９　省略する添付資料

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(2)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(3)車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
(4)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
(5)同一車名及び型式の超小型モビリティを複数台申請する場合は、「記４」を別紙に記載することが出来る。
(6)「記９」の省略する添付資料については、車名・型式が異なる超小型モビリティを同時に申請する場合、省略する添付資料の名称を記載する。

第２号様式（第５関係）

超小型モビリティ認定変更申請書

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の超小型モビリティについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　超小型モビリティ認定の番号及び認定年月日
２　車名及び型式
３　種別及び用途
４　車両番号及び車台番号
５　変更事項及び変更事由
６　変更年月日

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第３号様式（第７関係）

超小型モビリティ認定書

番　　号
年　月　日

殿

地方運輸局長

平成　　年　月　日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、道路運送車両の保安基準第55条第１項に基づき、超小型モビリティ認定する。

記

１　車名及び型式
２　種別及び用途
３　車体の形状
４　車台番号（又は製造番号）
５　使用の本拠の位置
６　運行地域
７　基準緩和する条項並びに条件及び制限

（注意事項）
認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがある。

（日本工業規格Ａ列４番）

第４号様式（第７関係）

番　　号
年　月　日

運輸支局長　殿
自動車検査登録事務所長　殿
軽自動車検査協会　事務所長　殿
事務所支所長　殿
事務所分室長　殿

地方運輸局長

超小型モビリティ認定の通知について

標記について、下記のとおり超小型モビリティ認定を行ったので、超小型モビリティ認定書の写し及び申請書等の副本を添えて通知します。

なお、自動車検査証の備考欄には、別紙認定書の写しに記載した下記１及び「７　基準緩和する条項並びに条件及び制限」の記載をお願いします。

記

１．超小型モビリティ認定の番号及び認定年月日
２　車名及び型式
３　車両番号及び車台番号
４　自動車検査証の備考欄に記載すべき条件及び制限
（別添３の内容のうち必要なもの）

第５号様式（第９関係）

超小型モビリティ認定取消し申請書

年　　月　　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称及び住所	印
認定番号等	認定番号 認定年月日
車名及び型式	
車台番号	
種別及び用途	
取消しを受ける理由	
備考	

（日本工業規格Ａ列４番）

参考（別添１関係）

（超小型モビリティ）　　年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

誓　　約　　書

使用する車名　　、型式　　、車台番号(又は製造番号)　　の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第１項に基づく超小型モビリティの認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

（申請者と使用者が同一の場合）

１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。

２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他の関係法令を厳守します。

３　１に違反した場合は、超小型モビリティ認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。

４．事故時には、遅滞なく通報します。

（申請者と使用者が異なる場合）

当該超小型モビリティの使用者に対し、超小型モビリティ認定の趣旨について周知します。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)申請者は、地方公共団体の長又は地方公共団体が組織する協議会の長とする。
(2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。
(4)同一車名及び型式の超小型モビリティを複数台申請する場合は、「車台番号（又は製造番号）」を別紙に記載することが出来る。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 25 年 8 月 30 日
自　動　車　局

制動装置に係る協定規則並びに操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則の採用に伴う道路運送車両の保安基準等の一部改正について

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連欧州経済委員会の「制動装置に係る協定規則（第13号）」及び「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第121号）」を採用し、国内基準に導入することとしました。

このため、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」等を改正し、本日公布・施行します。（改正の詳細は別紙参照）

（１）制動装置に係る協定規則の導入

自動車（バス、トラック及びトレーラー）に備える制動装置について、「制動装置に係る協定規則（第13号）」を採用し、EVSC（車両安定性制御装置）を一部の自動車に義務付け、ABS（アンチロックブレーキシステム）を全ての自動車に義務付けるなどの改正を行います。

〇新型車　　：平成26年11月１日以降順次
〇継続生産車：平成29年２月１日以降順次

（２）操縦装置の配置及び識別表示等の協定規則の導入

自動車に備える操縦装置の配置及び識別表示等について、「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第121号）」を採用し、国際基準と調和します。

〇 乗車定員10人以上であって車両総重量が5ｔを超える乗用自動車（バス）及び車両総重量が12tを超える貨物自動車（トラック）
：平成31年２月１日以降に製作される自動車
〇その他　：平成29年２月１日以降に製作される自動車

参考１

国連の車両等の型式認定相互承認協定（１９５８年協定）の概要

１．協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

２．加入状況

平成 25 年（2013 年）８月現在、50 か国、１地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（ＥＵ）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、アルバニア、モンテネグロ、チュニジア、エジプト・アラブ

（下線はＥＵ加盟国、□はアジア諸国）

３．基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成 25 年（2013 年）８月現在、各装置ごとに 132 の協定規則（基準）が制定されている。

４．協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（ Ｅ$_{43}$ ：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

５．日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は現在、乗用車の制動装置、警音器等の 46 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

参考2

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成25年8月現在

No.	項　目　名	No.	項　目　名	No.	項　目　名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	**反射器**	53	灯火器の取付け（二輪車）	**104**	**大型車用反射材**
4	後部番号灯	**54**	**タイヤ（商用車）**	105	危険物輸送車両構造
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ（農耕用ﾄﾗｸﾀ）
6	**方向指示器**	56	前照灯（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	107	二階建てバスの構造
7	**車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯**	57	前照灯（二輪車）	108	再生タイヤ
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	**58**	**突入防止装置**	109	再生タイヤ（商用車）
9	騒音（三輪車）	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	**電波妨害抑制装置**	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示（二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ
11	**ドアラッチ及びヒンジ**	61	外部突起（商用車）	**112**	**非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光**
12	**ステアリング機構**	**62**	**施錠装置（二輪車）**	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
13	**制動装置**	63	騒音（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	114	後付エアバック
13H	**制動装置（乗用車）**	64	応急用タイヤ	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
14	**シートベルト・アンカレッジ**	65	特殊警告灯	**116**	**盗難防止装置**
15	排出ガス規制	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度（バス）	117	タイヤ単体騒音
16	**シートベルト**	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	**シート及びシートアンカー**	68	最高速度測定法	**119**	**コーナリングランプ**
18	施錠装置（四輪車）	69	低速車の後部表示板	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
19	**前部霧灯**	**70**	**大型車後部反射器**	**121**	**ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ﾃﾙﾃｰﾙ**
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯（H4前照灯）	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
21	内部突起	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯（二輪車）	**123**	**配光可変型前照灯**
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	**後退灯**	74	灯火器の取付（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	125	直接視界
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	**75**	**タイヤ（二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）**	126	客室と荷室の仕切り
25	**ヘッドレスト**	76	前照灯（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	**127**	**歩行者保護**
26	**外部突起（乗用車）**	**77**	**駐車灯**	128	LED光源
27	**停止表示器材**	**78**	**制動装置（二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）**	129	幼児拘束装置
28	**警音器**	79	ステアリング装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	**80**	**シート（大型車）**	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	**タイヤ（乗用車）**	**81**	**後写鏡（二輪車）**		
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）		
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制		
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法		
34	車両火災の防止	85	馬力測定法		
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	86	灯火器の取付け（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
36	バスの構造	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車）		
38	**後部霧灯**	89	速度制限装置		
39	**スピードメーター**	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ		
40	排出ガス規制（二輪車）	**91**	**側方灯**		
41	**騒音（二輪車）**	92	交換用消音器（二輪車）		
42	バンパー	**93**	**ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾛﾃｸﾀ**		
43	安全ガラス	**94**	**前突時乗員保護**		
44	**幼児拘束装置**	**95**	**側突時乗員保護**		
45	**ヘッドランプ・クリーナー**	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	**98**	**前照灯（ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式）**		
48	**灯火器の取付け**	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源		
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	**100**	**電気自動車**		
50	灯火器（二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

■ 基準採用済（132規則中、46規則採用済）

別紙

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

１．背景

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連欧州経済委員会の「制動装置に係る協定規則（第13号）」及び「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第121号）」を採用し、国内基準に導入することとしました。

このため、「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」等を改正します。

２．改正概要

（１）保安基準及び細目告示の改正

① 制動装置（保安基準第 12 条、細目告示第 15 条、第 16 条、第 93 条、第 94 条、第 171 条、第 172 条、別添 10、別添 11、別添 15 関係）

「制動装置に係る協定規則（第 13 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車カタピラ及びそりを有する軽自動車、並びに最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）

【改正概要】

○ EVSC（車両安定性制御装置）※1 について、上記【適用範囲】の自動車のうち、以下の自動車に義務付けることとします。

・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 5t 以下又は 12t を超えるもの（立席を有するもの及び被牽引自動車を除く。）

・貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 20t を超えるもの（被牽引自動車を除く。）及び第 5 輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が 13t を超えるもの

・最大重量が 3.5t を超える被牽引自動車（空気ばねを備える 3 軸以下のものに限る。）

※1 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置をいう。

EVSC 無し

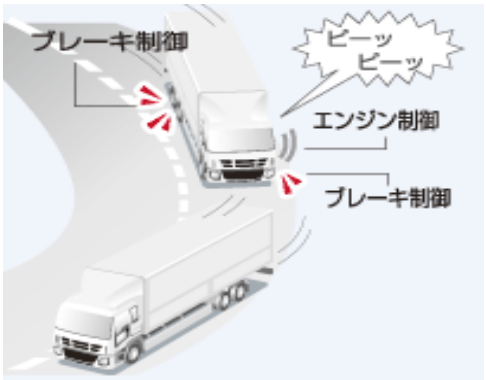

EVSC 有り

○　ABS（アンチロックブレーキシステム）※2について、現在装備が義務化されている自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が 12ｔを超えるもの（路線バスを除く。）及び車両総重量が７ｔを超える牽引自動車）に加え、上記【適用範囲】の自動車全て※3に対し装備を義務付けすることとします。

※2 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置をいう。

※3 車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。

○　その他、主制動装置、二次制動装置、駐車制動装置及び補助制動装置について、性能要件等を協定規則第 13 号において求められる要件へ変更します。

【適用時期】

新型車：

対　象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 12t を超えるもの（被牽引自動車を除く。）	平成 26 年 11 月 1 日以降（ただし、立席を有する自動車にあっては、平成 28 年 2 月 1 日以降）
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 5t を超え 12t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成 28 年 2 月 1 日以降
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成 27 年 9 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 22t を超えるもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成 26 年 11 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 20t を超え 22t 以下のもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成 27 年 9 月 1 日以降（ただし、EVSC の装着義務は平成 28 年 11 月 1 日以降）
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超え 20t 以下のもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が 13t を超えるもの及び被牽引自動車を除く。）	平成 28 年 2 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成 27 年 9 月 1 日以降（ただし、軽自動車にあっては、平成 28 年 2 月 1 日以降）
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 13t を超えるもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	平成 26 年 11 月 1 日以降
被牽引自動車	平成 27 年 9 月 1 日以降

継続生産車：

対　象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が 12t を超えるもの（被牽引自動車を除く。）	平成29年9月1日以降（ただし、立席を有する自動車にあっては、平成30年2月1日以降）
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5t を超え12t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成30年2月1日以降
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成29年2月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 22t を超えるもの（第5輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成29年9月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 20t を超え 22t 以下のもの（第5輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成30年11月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t を超え20t 以下のもの（第5輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が 13t を超えるもの及び被牽引自動車を除く。）	平成30年2月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成29年2月1日以降（ただし、軽自動車にあっては、平成30年2月1日以降）
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 13t を超えるもの（第5輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	平成30年9月1日以降
被牽引自動車	平成29年2月1日以降

② 操縦装置（保安基準第 10 条、細目告示第 12 条、第 90 条、第 168 条関係）

「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 121 号)」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

○ 現在、自動車に備える操縦装置の識別表示については、JIS D0032 又は ISO 2575 に掲げられた識別記号を表示の例としているところですが、今後、協定規則第 121 号に規定する識別表示とします。また、同協定に定める操縦装置の配置及び識別等の要件を導入します。

（例）協定規則第121号の識別表示：

（方向指示器）（前部霧灯）　など

【適用時期】

適用範囲のうち、以下の適用時期に新たに製作される自動車：

対　象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上であって車両総重量が 5ｔを超えるもの	平成 31 年 2 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの	
上記以外の自動車	平成 29 年 2 月 1 日以降

③ その他

その他、誤記訂正、項目の整理等所要の改正を行います。

（２）装置型式指定規則の改正

「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則」及び「制動装置に係る協定規則」の採用に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。）の対象となる特定装置を追加等するため、第２条（特定装置の種類）、第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

【改正概要】

○第２条（特定装置の種類）関係

・「制動装置」及び「操縦装置の配置及び識別表示装置」を追加します。

○第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

・「制動装置」は制動装置に係る協定規則に基づき認定されたものについて、また、「操縦装置の配置及び識別表示装置」は操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則に基づき認定されたものについて、それぞれ型式指定を

受けたものとみなすこととします。

○第６条（特別な表示）関係

・第３号様式に定める表示方式（右記）については、「制動装置」及び「操縦装置の配置及び識別表示装置」についてa≧８とします。

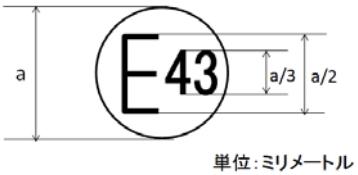

単位：ミリメートル

（３）その他

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」及び「装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示」について所要の改正を行うこととします。

３．スケジュール（予定）

公布：平成 25 年８月 30 日

施行：公布の日

※ＵＮ規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/welcwp29.html

平成 25 年 8 月 30 日
自 動 車 局 整 備 課

「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正に係る意見の募集について

国土交通省では、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６６条に基づき自動車に表示義務のある軽自動車の検査標章について、その貼付位置を見直すとともに、その大きさについても変更するため道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和４５年運輸省令第８号）の一部を改正することを検討しています。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。

＜意見募集要領＞

１．意見募集対象

「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正について（別添参照）

２．意見募集期間

平成 25 年 8 月 30 日（金）～平成 25 年 9 月 30 日（月 ）（必着）

３．意見送付方法

以下のいずれかの方法でご意見を送付して下さい。

この場合、ご提出いただく電子メール、ＦＡＸ及び郵送物には、必ず「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正についてに関するパブリックコメント」と明記して下さい。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、予めご了承下さい。

（１）郵送の場合

別紙の意見提出様式にご記入の上、郵送してください。

国土交通省自動車局整備課　あて

〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３

（２）ＦＡＸの場合

別紙の意見提出様式にご記入の上、ＦＡＸしてください。

国土交通省自動車局整備課　あて

ＦＡＸ番号：03-5253-1639

（３）電子メールの場合

別紙の意見提出様式の各項目をメール本文に明記し、送信してください。

国土交通省自動車局整備課　あて

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_SEB@mlit.go.jp
（電子メールでご意見を送付される場合はテキスト形式として下さい。）

４．注意事項

・頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。
・頂いたご意見の内容については、住所、所属、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おき下さい(匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。)。

軽自動車用検査標章の改正（案）

1．昭和 48 年 10 月～

（表）

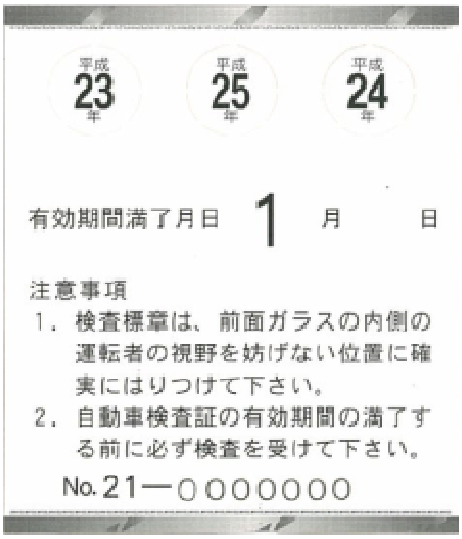

（裏）

・縦：7cm×横：6cm
・地色：黄色
・前面ガラス用（軽トレーラは車体後面に前面ガラス用を貼付）
・有効期間の満了する年の表示については、当該年以外の年の表示部分を円形にくり抜いて使用。

2．平成 26 年 1 月～（予定）

（表）

（裏）

・縦：4.6cm×横：4.6cm（黄色部分：縦：4cm×横：4cm）
・地色：黄色
・前面ガラス・ナンバー兼用（軽トレーラは、車両番号標（ナンバープレート）に貼付が可能）
・有効期間の満了する年を強調するため黒線の楕円により表示

道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令案について

平 成 ２ ５ 年 ８ 月
国土交通省自動車局

１．背景

検査標章は、検査の履行の有無及び自動車検査証の有効期間の満了する時期を一目瞭然とし、もって無車検車の取締りの簡易化を図るため、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６６条に基づき、前面ガラス等に表示するものであり、運転者に対して自動車検査証の有効期間を表示することによって、有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車の運行を防止する効果も合わせ持っている。

検査対象軽自動車の検査標章については、軽自動車の検査を開始した昭和４８年１０月から現在の様式を採用しているが、前面ガラスのないトレーラなどは構造によって後面に貼付しづらい、有効期間の満了する年の表示サイズが小さくわかりづらいといった指摘等が、自動車関係団体やユーザーから寄せられているところ。

今般、軽自動車検査協会において、平成２６年１月より電子情報処理組織が更改され、検査標章を当該組織により出力する方式に変更されることにあわせて、検査対象軽自動車の検査標章の様式・貼付位置について所要の見直しを行うこととする。

２．改正の概要

（１）道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第 37 条の３の改正

運転者室又は前面ガラスのない検査対象軽自動車にあっては、検査標章を車両番号標の左上部に見易いようにはりつけることにより表示するものとする。

（２）自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和４５年運輸省令第８号）軽第９号様式の改正

検査対象軽自動車の検査標章の様式（軽第９号様式）を別紙のとおり改める。

３．スケジュール（予定）

公布　平成２５年 10 月
施行　平成２６年１月

国自整第１５６号の２
平成２４年１１月２０日

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局整備課長（公印省略）

検査場における受検車両に係る事故防止の徹底について

標記について、別添のとおり、自動車検査独立行政法人理事長あて、事故防止の徹底について注意喚起したので了知されるとともに、貴局においても、自動車検査法人と連携して、なお一層の事故防止の徹底に努めることとされたい。

別　添

国自整第１５６号
平成２４年１１月２０日

自動車検査独立行政法人理事長　殿

国土交通省自動車局整備課長

検査場における受検車両に係る事故防止の徹底について

貴法人においては、標記事故防止について、機会あるごとに関係職員に対し注意喚起を図り、その再発防止の徹底に取り組まれてきておられますが、先般、貴法人静岡事務所検査場の入口エプロン部において、再検査のため再入場待機中の受検車両（大型トラック）の運転者が、同行の受検補助者が同車両底部に潜って下回りを点検中であったことに気づかずに車両を前進させたため、同受検補助者を前輪にて轢死させるという痛ましい事故が発生しています。

つきましては、今一度、貴法人職員はもとより、受検機会のあるあらゆる関係者に対し、受検時における安全意識の啓発、受検時の遵守事項、特に「コース内における注意事項」及び「受検者の禁止事項」の徹底について、注意喚起を図り、引き続き、事故防止の徹底について万全を期されるようお願い致します。

国自技第１７６号
平成２４年１２月１４日

定期点検整備促進協議会代表
社団法人　日本自動車整備振興会連合会
会　長　坪内　協致　殿

国土交通省自動車局長　武藤　浩

自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第２９条第４項第７号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

１．指定物件
普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

２．貼付位置
車室内から見て、前面ガラス左側上部隅（ただし、左ハンドル車にあっては右側上部隅）の位置に１枚
この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

３．貼付期間
平成２５年４月１日から平成２７年４月３０日

４．貼付するステッカー
別紙２のとおり

５．管理要領
別紙１及び別紙３のとおり

別　紙　１

定期点検整備促進対策要綱

１．目　的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

２．実施期間

平成２５年４月１日より平成２６年３月３１日までとする。

３．普及・促進対策

1)　自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのＰＲ

2)　自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

3)　自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

4)　点検整備済ステッカーの貼付

４．実施要領

1)　自動車使用者に対するＰＲ

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりＰＲする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2)　自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3)　自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) 点検整備済ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、自動車使用者に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種

普通自動車
小型自動車（二輪車を除く）
軽自動車（二輪車を除く）
大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

① 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。
③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の６カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、４輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク･ブレーキである自動車の１２カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。

(ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に１枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

(ハ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は平成２５年４月１日より平成２６年３月３１日とする。

(ニ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は平成２７年４月３０日までとする。

(3) ステッカーの剥離

(イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

(ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

(4)　ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

(5)　ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの貼付ができなくなることがあります。

5．定期点検整備促進協議会の構成

1)　定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、社団法人日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

社団法人　日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人　日本自動車工業会
一般社団法人　日本自動車販売協会連合会
社団法人　全国軽自動車協会連合会
一般社団法人　日本自動車連盟
社団法人　全国自家用自動車協会
公益社団法人　日本バス協会
公益社団法人　全日本トラック協会
一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会
社団法人　日本中古自動車販売協会連合会

2)　地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6．定期点検整備促進協議会の事務局

1)　中央の事務局は、社団法人日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。

2)　事務局は、次の業務を行う。

(1)　定期点検整備促進協議会の開催
(2)　点検整備済ステッカーの発行（中央に限る）および配付
(3)　その他本要綱の実施のために必要な業務

7．そ　の　他

1)　本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。

2)　ＰＲに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。

3)　本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式　例

〈注〉

（１）　自家用、事業用を共通の様式とする。
（２）　車内より貼付することができるものとする。
（３）　地色（外周ダイヤル部分）は、平成２５年用は緑色、平成２６年用は橙色、平成２７年用は青色とする。
（４）　偽造の困難な様式とする。
（５）　管理用に一連番号を入れる。

別　紙　２

点検整備済ステッカーの仕様及び様式等

１．ステッカーの仕様
　図柄（例）及び寸法は次の通り。

（表）　　（裏）

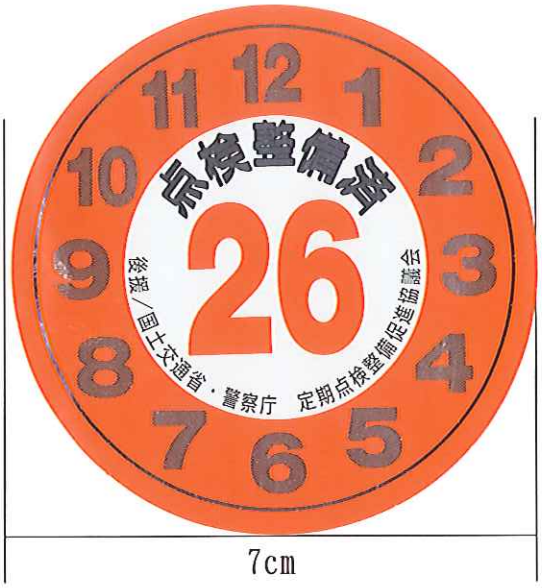

7cm

２．ステッカーの様式

様式１　　（平成２５年用ステッカー）

（１）事業者が前面ガラスに貼付できる期間

①　自家用貨物車　　平成25年4月1日~平成25年6月30日

②　事業用自動車　　平成25年4月1日~平成25年9月30日

（２）前面ガラスに貼付していてよい期間

①　自家用貨物車　　平成25年4月1日~平成26年1月31日

②　事業用自動車　　平成25年4月1日~平成26年1月31日

（表）

（裏）

様式２　　（平成２６年用ステッカー）

（１）事業者が前面ガラスに貼付できる期間

①	自家用乗用車	平成25年 4月1日～平成25年12月31日
②	自家用貨物車	平成25年 7月1日～平成26年 6月30日
③	事業用自動車	平成25年10月1日～平成26年 9月30日

（２）前面ガラスに貼付していてよい期間

①	自家用乗用車	平成25年 4月1日~平成27年1月31日
②	自家用貨物車	平成25年 7月1日~平成27年1月31日
③	事業用自動車	平成25年10月1日~平成27年1月31日

（表）

（裏）

様式３　　（平成２７年用ステッカー）

（１）事業者が前面ガラスに貼付できる期間

①　自家用乗用車　　平成26年　1月1日～平成26年3月31日

（２）前面ガラスに貼付していてよい期間

①　自家用乗用車　　平成26年　1月1日～平成27年4月30日

（表）

（裏）

別　紙　３

定期点検整備促進対策の目的及び使用
するステッカーの取扱いについて

１．目　　的

定期点検整備の普及と実施の徹底を図り、車両の安全を確保するとともに、排出ガス防止対策を促進する。

２．対象車両

普通自動車、小型自動車（二輪車を除く）、軽自動車（二輪車を除く）及び大型特殊自動車。

３．貼 付 者

自動車整備事業者、新車販売事業者及び特定給油所等。

４．貼付方法

車室内より見て前面ガラス左側上部（但し、左ハンドル車にあっては右側上部）で運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に１枚を次回点検月を残して貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

５．はく離者

自動車使用者（または所有者）及び３項に掲げる者。

６．はく離方法

手等ではく離する。

７．運行経路

対象車両が全国的に散在した車両であるため、特に定めた経路はない。